

排出者事業者の責任追及の状況と今後の予定

日 程	内 容	備 考
13.1～2	現場から発見された廃棄物により判明した「廃棄食品等」の排出者 20 社に報告徴収	
13.2	本県は縣南衛生から提出された排出者リストを基に、排出者・運搬業者約 150 社に報告徴収	
14.1～8	縣南衛生破産管財人から提出されたマニフェスト整理、これに基づき排出者リスト作成	
14.8.2	土生木建設(株) (はぶきけんせつ) に措置命令 排出者から自社で処分を受託した廃棄物を、焼却せずに三栄化学工業(株)に処分を再委託し、三栄化学工業(株)が不法投棄した。	再委託基準違反
14.8.	排出者共通リスト作成 岩手県：縣南衛生(株)の排出者リスト整理 青森県：三栄化学からの実績報告書等によりリスト作成	
14.8.	統一リストを確定	
14.8.～9	関係都県への協力依頼 環境省が青森・岩手両県と排出者が多数いる首都圏の関係都県を招集し、両県が行う排出者調査への協力を依頼	排出者の情報提供等の便宜などの協力要請
14.9	両県から報告徴収	
14.10	排出者からの報告書提出、整理	違反があれば遅滞なく措置命令等の措置
以降	各種調査の結果、違反が判明すれば遅滞なく措置命令等を行うなど、責任の徹底追及を行う。	